（登録免許税法の一部改正）

第二十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十一号㈢中「もの又は」を「もの、」に改め、「除く。）」の下に「又は同法第二十九条の二第一項第八号若しくは第九号の業務を行うために受けるもの」を加え、同表第四十九号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第六十三条の六第一項」を「第六十三条の六第二項」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法等の一部改正）

第二十二条　次に掲げる法律の規定中「及び第七項」を「、第七項及び第二十四項」に改める。

一　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第四項第一号

二　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第三項第一号

三　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）第十五条第二項

（郵政民営化法の一部改正）

第二十三条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条第一項中「とき」の下に「（同法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社にあっては、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数（同法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）」を加え、同条第二項中「郵便保険会社の子会社」の下に「（同条第一項第十三号の二に掲げる会社にあっては、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）」を加え、同条第八項中「、第十四号又は第十五号」を「又は第十三号の二から第十五号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「又は第二項」を「、第二項後段又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「又は第二項」を「、第二項後段又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　郵便保険会社は、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している保険業法第百六条第一項に規定する子会社対象会社（郵便保険会社の子会社及び同項第十三号の二に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第百四十九条第一項第二号及び第百五十一条第二号中「第百三十九条第八項」を「第百三十九条第九項」に改める。

第百九十六条第十号中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第十一号中「第百三十九条第六項」を「第百三十九条第七項」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第二十四条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三十一号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第三十条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換契約」を「暗号資産交換契約」に、「仮想通貨交換用情報」を「暗号資産交換用情報」に改め、同条第二項中「仮想通貨交換用情報」を「暗号資産交換用情報」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第二十五条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「第六款及び第七款」を「第七款及び第八款」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第一項中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「新法人税法」を「法人税法」に改め、同条第三項中「有する新法人税法」を「有する法人税法」に、「仮想通貨」を「暗号資産」に、「（新法人税法」を「（同法」に、「ついて新法人税法」を「ついて同法」に、「おいて新法人税法」を「おいて同法」に、「並びに新法人税法」を「並びに同法」に改め、同条第五項中「新法人税法」を「法人税法」に、「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第二十七条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号エ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第二十八条　施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十一年法律第　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第一条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号の改正規定中「同号イ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同号ニ」とあるのは、「同号ニ」とする。

2　前項の場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第三十九条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号イの改正規定中「第六十三条の五第一項第十号イ」とあるのは「第六十三条の五第一項第十一号イ」と、「仮想通貨交換業」とあるのは「暗号資産交換業」とする。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う調整規定）

第二十九条　施行日が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日後である場合には、第五条のうち水産業協同組合法第八十七条第九項ただし書の改正規定中「第八十七条第九項ただし書」とあるのは、「第八十七条第十一項ただし書」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三十二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一